

資料2

五間堀川及び増田川圏域河川整備学識経験者懇談会開催要綱

(目的)

第1 五間堀川及び増田川圏域の河川整備計画の策定及び見直しについて、広く有識者からの意見聴取を行うため、五間堀川及び増田川圏域河川整備学識経験者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇談会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

(1) 五間堀川及び増田川圏域の河川整備計画に関すること

(構成)

第3 懇談会は、知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 懇談会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によって定める。

2 座長は、会議の進行を行う。

3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇談会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、懇談会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇談会の庶務は、宮城県土木部河川課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年11月8日から施行する。

2 この要綱は、平成26年3月28日限り、その効力を失う。

五間堀川及び増田川圏域河川整備学識経験者懇談会 構成員

	氏名	所属	専門
1	まの あきら 真野 明	東北大学災害科学国際研究所 教授	河川
2	にしむら おさむ 西村 修	東北大学大学院工学研究科 教授	水質
3	いとう けいこ 伊藤 恵子	株式会社はなやか 代表取締役	農業
4	おおやま ひろこ 大山 弘子	日本ビオトープ管理士会 理事	環境
5	ひらぶき よしひこ 平吹 喜彦	東北学院大学地域構想学科 教授	生態系
6	たかはし まりこ 高橋 万里子	NPO法人水・環境ネット東北 専務理事	地域活動

北上川（２）圏域河川整備学識経験者懇談会開催要綱

（目的）

- 第１ 北上川（２）圏域の河川整備計画の策定及び見直しについて、広く有識者からの意見聴取を行うため、北上川（２）圏域河川整備学識経験者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（所掌事務）

- 第２ 懇談会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- （１）北上川（２）圏域の河川整備計画に関すること

（構成）

- 第３ 懇談会は、知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

（座長）

- 第４ 懇談会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によって定める。
- ２ 座長は、会議の進行を行う。
- ３ 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

（会議）

- 第５ 懇談会は、知事が招集する。
- ２ 知事は、必要があると認めるときは、懇談会に構成員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

- 第６ 懇談会の庶務は、宮城県土木部河川課において処理する。

（その他）

- 第７ この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- １ この要綱は、平成２５年１１月６日から施行する。
- ２ この要綱は、平成２６年３月２８日限り、その効力を失う。

北上川（2）圏域河川整備学識経験者懇談会 構成員

	氏名	所属	専門
1	まの あきら 真野 明	東北大学災害科学国際研究所 教授	河川
2	にしむら おさむ 西村 修	東北大学大学院工学研究科 教授	水質
3	いとう けいこ 伊藤 恵子	株式会社はなやか 代表取締役	農業
4	おおやま ひろこ 大山 弘子	日本ビオトープ管理士会 理事	環境
5	ひらぶき よしひこ 平吹 喜彦	東北学院大学地域構想学科 教授	生態系
6	さいじょう きよたか 西條 清貴	横山地区災害から人命財産を守る会 会長	地域活動